

2017年7月25日
 日本郵便株式会社

郵便事業の収支の状況（2016（平成28）年度）

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、本日、2016（平成28）年度の郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告いたしました。

郵便事業の収支の状況は、郵便法（以下「法」といいます。）第67条第7項の規定に基づき、郵便物の種類等ごとの収支の状況を明らかにするものです。

○ 2016年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

(単位：億円)

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	12,449	12,463	△ 15
第一種郵便物（封書）	6,826	6,700	126
第二種郵便物（はがき）	3,679	3,978	△ 298
第三種郵便物（雑誌、新聞）	94	159	△ 65
第四種郵便物（通信教育等）	7	18	△ 12
法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物	1,063	992	71
法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物	780	616	164
国際郵便業務	975	832	143
通常郵便物	215	216	△ 1
小包郵便物	229	177	52
EMS郵便物	531	439	92
合計	13,424	13,295	128

注1：記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注2：郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十二号）（2017年3月31日施行）による改正後の郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定に基づき、2016年度以降は従前の資料と比較してより詳細な内訳で収支の状況を公表します。

（参考）

- ・法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特殊取扱とした郵便物をいいます。
- ・法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物は、上記以外の特殊取扱（速達等）とした郵便物をいいます。

以上

【お客様のお問い合わせ先】
お客様サービス相談センター
<電話番号>
0120-2328-86
携帯電話からご利用のお客さま
0570-046-666
(通話料はお客様負担です。)
<ご案内時間>
平日：8:00～22:00
土・日・休日：9:00～22:00
※おかけ間違いのないようにご注意ください。